

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後								
1	<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>傷病補償</td><td>[略]</td></tr><tr><td>年金</td><td>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下「<u>障害厚生年金</u>」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「<u>障害基礎年金</u>」という。）</td></tr></table>	傷病補償	[略]	年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下「 <u>障害厚生年金</u> 」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「 <u>障害基礎年金</u> 」という。）	<p>附 則 （他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1"><tr><td>傷病補償</td><td>[略]</td></tr><tr><td>年金</td><td>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「<u>改正法</u>」という。）附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「<u>障害厚生年金</u>」</td></tr></table>	傷病補償	[略]	年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「 <u>改正法</u> 」という。）附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「 <u>障害厚生年金</u> 」
傷病補償	[略]									
年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下「 <u>障害厚生年金</u> 」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「 <u>障害基礎年金</u> 」という。）									
傷病補償	[略]									
年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「 <u>改正法</u> 」という。）附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「 <u>障害厚生年金</u> 」									

		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	[略]		等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）
		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について <u>国家公務員共済組合法（昭和38年法律第128号）</u> 若しくは <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u> の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は <u>障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	[略]		障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
障害補償	[略]				
年金		障害厚生年金及び障害基礎年金	[略]		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について <u>改正法附則第37条第1項</u> 若しくは <u>第61条第1項</u> に規定する給付のうち障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は <u>障害厚生年金等</u> が支給される場合を除く。）
		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	[略]		
		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は <u>障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	[略]		
遺族補償	[略]				
年金		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「 <u>遺族厚生年金</u> 」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	[略]		障害補償
					年金
					[略]
					障害厚生年金等及び障害基礎年金
					障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
					障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は <u>障害厚生年金等</u> が支給される場合を除く。）
遺族補償	[略]				
年金		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は <u>改正法附則第41条第1項</u> 若しくは <u>第65条第1項</u> の規定による遺族共済年金（以下「 <u>遺族厚生年金等</u> 」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	[略]		遺族補償
					年金
					[略]

遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	[略]
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について <u>国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金</u> が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	[略]

遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	[略]
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について <u>改正法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金又は遺族厚生年金等</u> が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	[略]

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

[略]	
障害厚生年金及び障害基礎年金	[略]
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	[略]
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は <u>障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	[略]

[略]	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	[略]
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	[略]
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は <u>障害厚生年金等</u> が支給される場合を除く。）	[略]

2 附 則
 （他の法令による給付との調整）
 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補

附 則
 （他の法令による給付との調整）
 第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補

償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償	[略]	
年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	[略]	
[略]		

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

[略]		
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
[略]		

償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償	[略]	
年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>
	[略]	
[略]		

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

[略]		
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分（附則第5条第1項の表傷病補償年金の項の改正規定（「国家公務員共済組合法（昭和38年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による」を「改正法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付のうち」に改める部分に限る。）及び同表遺族補償年金の項の改正規定（「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による」を「改正法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付のうち」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成27年10月1日（同項において「適用日」という。）から適用する。

（補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例（表1の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）による改正前の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、この条例による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。